

社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項～理事

社会福祉法の改正が平成 28 年 3 月 31 日に行われました。

それに伴って、厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課から「**社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)**」という事務連絡が発出されています。

この考え方に沿って、厚生労働省令が作成される予定です。

その内容をまとめます。

今シリーズ第 3 回は、**理事**を取り上げます。

《理事》

1. 理事の選任及び解任

改正社会福祉法において、評議員会は必置の議決機関として位置付けられ、**理事の選任・解任の決議は評議員会で行う**こととなります(法第 45 条の 4 第 1 項)。

2. 理事の資格等

イ. 理事の資格要件

理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません(法第 44 条第 4 項)。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

ロ. 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(「理事の親族等特殊関係者」)が**理事の総数の三分の一を超えてはなりません**(法第 44 条第 6 項)。

ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は 3 人です。

「**特殊の関係がある者**」について、次の内容が厚生労働省令において定められる予定です。

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員(*1)となっている他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員又は職員(これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - (*1) 業務執行をする社員を含む。
- ⑦ 次に掲げる同一の団体(*2)においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である理事(これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。)
 - (*2) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

3. 理事の任期

理事の任期は、**理事の選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで**です(法第 45 条)。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。



4. 理事の権限等

① 理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します(法第 45 条の 16 第 2 項第 1 号)。

具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第 45 条の 13 第 4 項に掲げる事項以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定し、業務執行します。そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します(法第 45 条の 17 第 1 項)。

また、理事長は、3 か月に 1 回以上(定款で、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上とすることが可能)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません(法第 46 条の 16 第 3 項)。

これは、理事会による理事長の職務の執行の監督を実効性あるものにするためです。理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができます。ただし、この請求は、評議員会の日の四週間前までにしなければなりません。

② 業務執行しない理事の職務及び権限等

業務執行しない理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画する(法第 45 条の 13 第 2 項第 1 号)とともに、理事長の職務の執行を監督する(同項第 2 号及び第 3 号)役割を担います。

5. 理事の義務等

理事には、**善管注意義務**、**忠実義務**のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合の**監事への報告義務**が課されています。